

◆ 犯罪被害給付制度

面識や関係性がない者等から受けた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病もしくは障害という重大な被害を受けた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金は一時金として支給されます。

遺族給付金

犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

重傷病給付金

負傷又は疾病にかかった日から3年間の医療費自己負担額と休業損害を考慮した額を合算した額

障害給付金

犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

◆ 再被害防止・保護制度

被害にあわれた方が、再度、同じ犯人等から被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や所要の警戒措置を行うほか、ご要望に応じて犯人の釈放等に関する情報を提供しています。

また、犯人が暴力団等の場合は、保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を図っています。

公判における各種支援制度

検察官が事件を裁判所に公判請求した後、被害にあわれた方やそのご家族は裁判において証人として証言していただくことがあります。

詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

制度	内容
証人への付添い	証言をする際、不安や緊張を和らげるためご家族や支援者に付き添ってもらうことができます。
証人への遮へい	被告人や傍聴人との間についたてなどを置き、周りの視線を気にせず証言できるようにします。
ビデオリンク方式	証言する際、別室からモニターを通じて証言することができます。
優先的傍聴	被害にあわれた方やそのご家族の方は優先的に裁判を傍聴できる制度が設けられています。
被害者参加制度	被害にあわれた方やそのご家族の方が、刑事裁判に参加して被告人質問や被害についての心情等の意見を述べるすることができます。 また、刑事裁判の参加を弁護士に委託し、援助を受けることや、資力が乏しい方は国選弁護制度を利用することもできます。
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録を被害にあわれた方やそのご家族の方が閲覧・コピーすることができます。
刑事和解	被害にあわれた方やそのご家族と被告人との間に和解が成立した場合、公判調書を作成し、この公判調書を利用して民事裁判を起こさずして強制執行の手続きを取ることができます。

その他の支援制度

検察庁、保護観察所等では被害にあわれた方々の希望に応じて、犯人の処遇や出所情報などについて通知する「被害者等通知制度」があります。

また、心神喪失等で公判に至らなかった犯人に対しては、「医療観察制度」がありますので詳しくは担当の検察官等にご確認ください。